

# 国立大学法人福島大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、法人化前に適用されていた国家公務員指定職俸給表を準用し、比較的同等と認められる他の国立大学法人の役員報酬水準を参考に決定している。

#### ② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、期末特別手当の額について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

#### ③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

##### 法人の長

学長の報酬支給基準は、本給、諸手当及び期末特別手当から構成されている。本給については、国立大学法人福島大学役員給与規則に則り、指定職5号俸相当(965,000円)としている。諸手当については、通勤手当及び単身赴任手当を国立大学法人福島大学職員給与規程に準拠することとしている。また、期末特別手当については、国立大学法人福島大学役員給与規則に則り、期末特別手当基準額(本給月額+(本給月額×100分の45))に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。そのうえで、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

##### 理事

理事の報酬支給基準は、本給、諸手当及び期末特別手当から構成されている。本給については、国立大学法人福島大学役員給与規則に則り、指定職1号俸又は2号俸相当(706,000円又は761,000円)としている。諸手当については、通勤手当及び単身赴任手当を国立大学法人福島大学職員給与規程に準拠することとしている。また、期末特別手当については、国立大学法人福島大学役員給与規則に則り、期末特別手当基準額(本給月額+(本給月額×100分の45))に100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。そのうえで、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

##### 理事(非常勤)

非常勤理事の報酬支給基準は、非常勤役員手当のみとし国立大学法人福島大学役員給与規則に則り、月額164,000円としている。

##### 監事

該当者なし

##### 監事(非常勤)

非常勤監事の報酬支給基準は、非常勤役員手当のみとし国立大学法人福島大学役員給与規則に則り、月額200,000円としている。

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,596	千円 11,580	千円 4,757	千円 259 (通勤手当)	R2.4.1		
A理事	千円 12,934	千円 9,132	千円 3,751	千円 50 (通勤手当)	R2.4.1		
B理事	千円 13,328	千円 9,132	千円 3,751	千円 85 (通勤手当) 360 (単身赴任手当)	R2.4.1		
C理事	千円 10,968	千円 6,810	千円 3,751	千円 63 (通勤手当) 342 (単身赴任手当)		R2.12.27	◇
D理事	千円 1,104	千円 1,059	千円 0	千円 7 (通勤手当) 38 (単身赴任手当)	R3.2.15		◇
E理事 (非常勤)	千円 1,968	千円 1,968	千円	千円	R2.4.1		
F理事 (非常勤)	千円 1,968	千円 1,968	千円	千円	R2.4.1		
A監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円	千円			※
B監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円	千円			

注1:「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者であることを示す

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

福島大学は、「自由・自治・自立の精神の尊重」、「教育重視の人材育成大学」、「文理融合の教育・研究の推進」、「グローバルに考え地域とともに歩む」を基本理念とし、「新たな地域社会の創造」に貢献できる“地域と共に歩む人材育成大学”として使命を果たすとともに、学長のリーダーシップの下、令和2年に公表された新しい学長プランである「福島大学ミッション2030」を基盤として、震災・原発事故からの学びを活かして、人口減少や少子高齢化、環境問題やエネルギー問題、農業再生などの「21世紀的課題」に取り組んでいる。

そうした中で、福島大学の学長は、職員数約450名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

福島大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の号俸を踏まえ、指定職5号俸相当として定めており、指定職5号俸が適用される官職である研究所・試験所の長は当法人と職務内容・職責が近い。

こうした職務内容の特性や指定職俸給表を準用していることを踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

福島大学の理事は、学長を補佐して、総務、研究、財務の各担当業務を掌理している。

福島大学では、理事の報酬月額を指定職1号俸または2号俸相当として定めており、指定職1号俸または2号俸が適用される官職である研究所・試験所の長は当法人と職務内容・職責が近い。

こうした職務内容の特性や指定職俸給表を準用していることを踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

非常勤理事の報酬は、当法人の理事の報酬や民間企業の同業種の日額単価等を参考に、勤務状況を考慮して月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当なし

監事(非常勤)

非常勤監事の報酬は、民間企業の同業種の日額単価等を参考に、勤務状況を考慮して月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和○年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
理事 (非常勤)	該当者なし					
監事	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、期末特別手当と同様に、退職手当においても国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、増額又は減額することができる。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人の給与水準を決定するにあたっては、国家公務員の給与水準を充分考慮し、給与法等関係法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、行うこととしている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、人事評価の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。  
また、特定年俸制教員に対しては、業績給の一部として、外部資金獲得のインセンティブである「特定年俸制外部研究資金加算」を支給することとし、職員の処遇に反映している。

#### ③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

国立大学法人福島大学職員給与規程に則り、基本給(本給及び本給の調整額)及び諸手当(扶養手当、本給の特別調整額、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当、勤勉手当、職務付加手当、業務付加手当及び入試手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(基本給+扶養手当+地域手当+広域異動手当)に100分の130を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度では、住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ、これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引上げる改正を実施した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	373人	46.5歳	7,432千円	5,350千円	99千円	2,082千円
事務・技術	105人	43.4歳	5,646千円	4,129千円	109千円	1,517千円
教育職種 (大学教員)	206人	51.0歳	8,698千円	6,191千円	107千円	2,507千円
教育職種 (附属高等教員等)	19人	35.9歳	6,125千円	4,503千円	45千円	1,622千円
教育職種 (附属義務教育諸学校教員等)	43人	37.2歳	6,304千円	4,671千円	64千円	1,663千円
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	44.4	2,604	2,159	103	445
事務・技術 (契約職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	44.4	2,604	2,159	103	445

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	63.5	3,301	2,779	77	522
事務・技術 (契約職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	63.5	3,301	2,779	77	522

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員等)」は、附属特別支援学校教員を示す。

注3:「教育職種(附属義務教育諸学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の「医療職種(病院医療技術職員)」については該当者がいないため記載を省略した。

注5:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注6:任期付職員の「教育職種(契約大学教員)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注7:任期付職員の「教育職種(契約附属学校教員)」については、該当者がいないため記載を省略した。

注8:在外職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

〔年俸制適用者〕

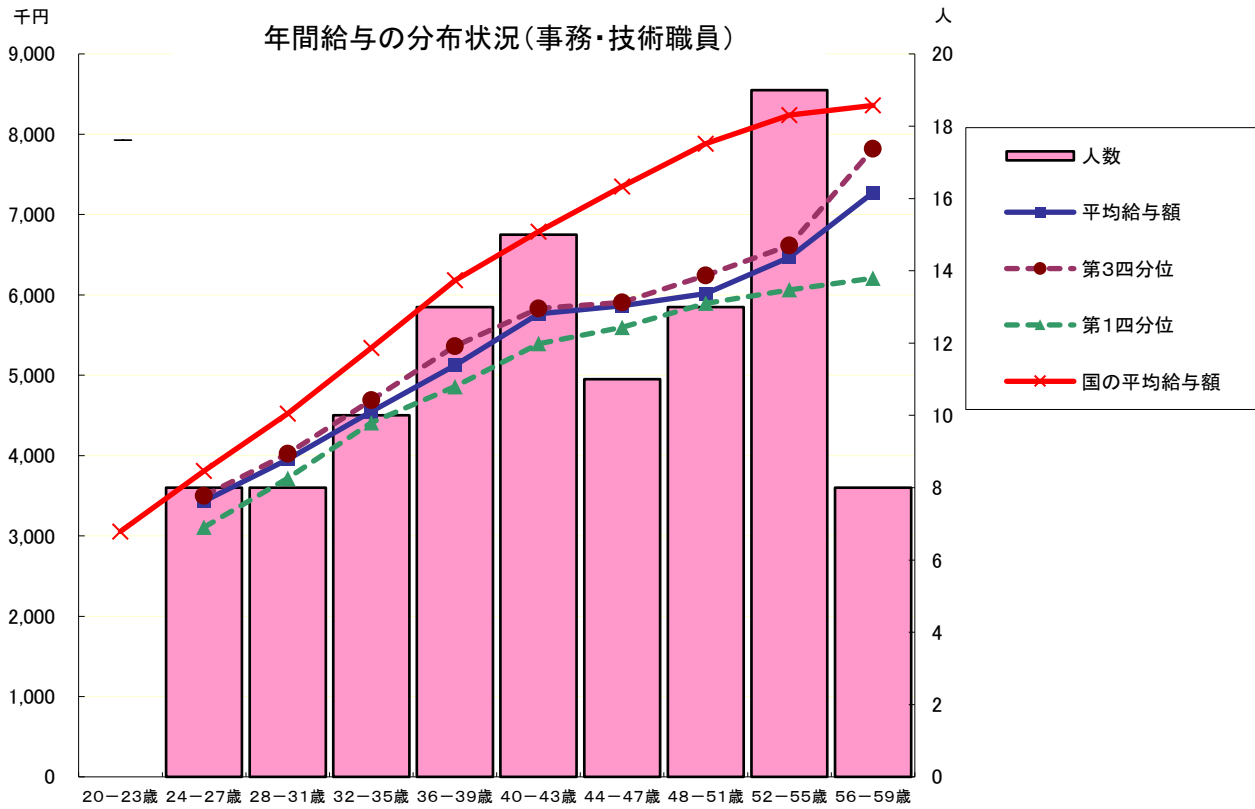
区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	52.4	9,550	9,550	143	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	52.4	9,550	9,550	143	0

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	54	53.7	4,060	4,060	137	0
教育職種 (契約大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	50	55.1	4,142	4,142	143	0
事務・技術 (契約職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	36.8	3,033	3,033	68	0

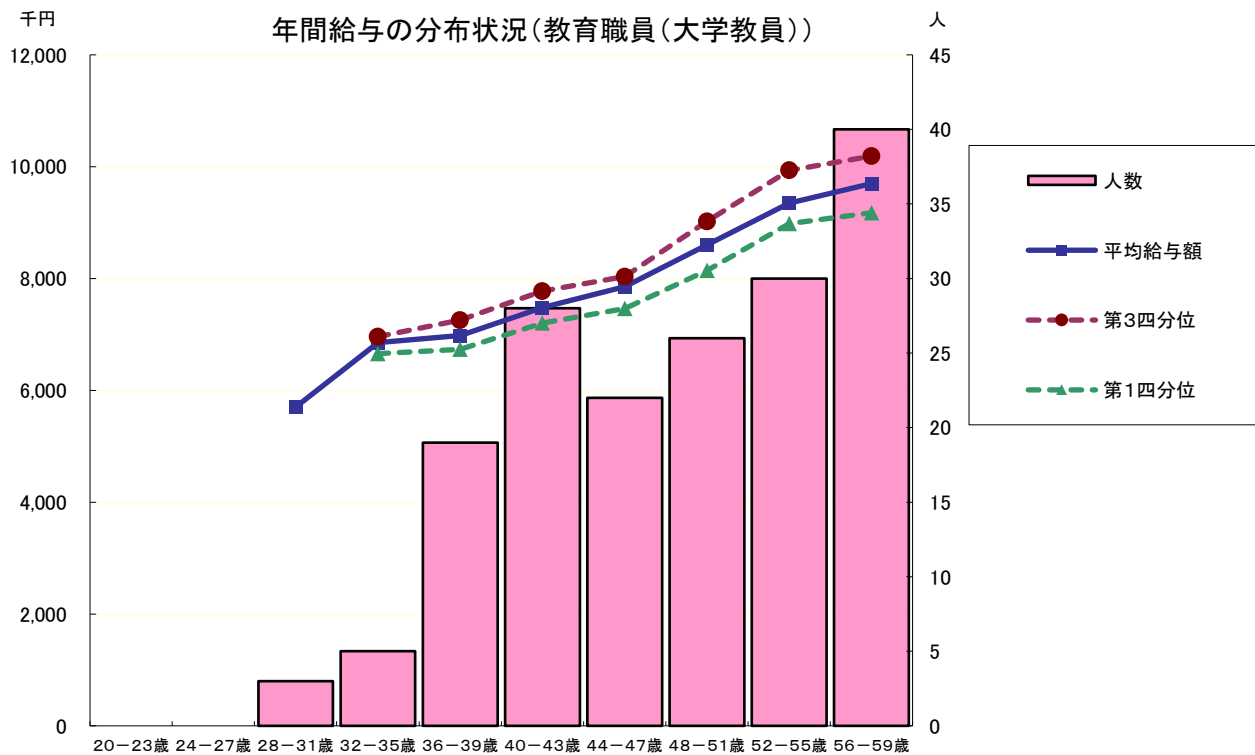
注1:常勤職員の「教育職種(大学教員)」、任期付職員の「教育職種(契約大学教員)」及び「事務・技術(契約職員)」以外については、該当者がいないため記載を省略した。

注2:在外職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[年俸制職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注1: 年齢28～31歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
参事	10	55.2	7,633	8,031	7,312
副参事	19	51.7	6,336	6,666	5,788
主査	38	45.2	5,667	6,418	4,778
主任	22	39.3	5,010	6,162	4,027
主事	16	27.8	3,691	4,709	3,098

注:「参事」は課長相当職、「副参事」は課長補佐相当職、「主査」は係長相当職、「主事」は係員相当職を表す。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
教授	125	56.0	9,397	11,863	7,383
准教授	79	43.4	7,376	8,354	5,222
講師	2				

注:「講師」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.5	% 58.2	% 57.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.5	% 41.8	% 42.1
	最高～最低	% 46.6～40.6	% 44.3～40.6	% 44.2～40.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.0	% 57.9	% 57.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.0	% 42.1	% 42.1
	最高～最低	% 46.9～38.7	% 46.9～38.8	% 46.2～39.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.4	% 55.9	% 55.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.6	% 44.1	% 44.3
	最高～最低	% 49.9～40.8	% 49.9～40.1	% 49.9～41.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.1	% 57.9	% 58.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.9	% 42.1	% 42.0
	最高～最低	% 46.9～38.5	% 46.9～38.6	% 45.7～38.6

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 82.0</li> <li>・年齢・地域勘案 91.0</li> <li>・年齢・学歴勘案 81.4</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 90.6</li> <li>(参考) 対他法人 94.0</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 59%】 (国からの財政支出額 4,261百万円、支出予算総額 7,204百万円:令和2年度予算) 【累積欠損額 0円(令和2年度決算)】</p> <p>(法人の検証結果) 国からの財政支出の割合が50%以上となっているが、累積欠損額はなく、対国家公務員の比較指数は100以下であるため、給与水準は適正であると考えている。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	国家公務員の給与水準の動向を注視し、対国家公務員との比較指数が、引き続き適切な範囲内で推移するよう留意するとともに、人材獲得における競争力にも配慮し、適切な給与水準を維持する。

#### ○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標 91.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和2年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

### 4 モデル給与

#### ○事務・技術職員(扶養親族がない場合)

職位	年齢	月額	年間給与
主事	22	182,200	2,986,000
主任	35	268,400	4,457,000
副参事	50	366,900	6,174,000

※扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

#### ○教育職員(大学)(扶養親族がない場合)

職位	年齢	月額	年間給与
准教授	40	421,100	7,086,000
教授	50	506,300	8,631,000

※扶養手当(配偶者6,500円(准教授)3,500円(教授)、子1人につき10,000円)を支給

## 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

## III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,311,432	千円 3,272,388	千円 3,268,821	千円 3,410,701	千円 3,415,319	千円
退職手当支給額 (B)	千円 304,391	千円 207,089	千円 202,631	千円 335,468	千円 314,955	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 703,335	千円 715,161	千円 711,038	千円 686,355	千円 653,499	千円
福利厚生費 (D)	千円 588,000	千円 590,291	千円 599,463	千円 628,274	千円 623,021	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,907,159	千円 4,784,930	千円 4,781,954	千円 5,060,800	千円 5,006,796	千円

注1:「給与、報酬等支給総額」においては、受託研究費等により雇用される職員にかかる費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注3:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注4:最広義人件費、各区分について千円未満切り捨てのため、最広義人件費と各区分の合計額は必ずしも一致しない。

### 総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」が前年度より増加した主な要因

・前年度新学類が設置され、段階的に採用を予定していた職員が採用されたことに伴い、職員数が増加したことが主な要因と考えられる。

②「最広義人件費」が前年度より減少した主な要因

・給与、報酬等支給総額は増加したものの、退職手当支給額や非常勤役職員等の給与額は減少し、減少額が増加額を上回ったことが主な要因と考えられる。

③「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年3月1日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、調整率の引き下げを行い、支給水準を引き下げた。

役員に関する講じた措置の概要:在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、100分の83.7の割合を乗じて得た額とする。

職員に関する講じた措置の概要:国立大学法人福島大学職員退職手当規程に則り計算された退職手当の基本額に、100分の83.7の割合を乗じて得た額とする。

なお、法律の施行日以降、学内において就業規則改正の手続きが必要であったことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

## IV その他

特になし